秋田県　秋田赤十字病院、秋田県赤十字血液センター及び秋田県赤十字血液センター広小路出張所
福島県　福島赤十字病院
埼玉県　さいたま赤十字病院、深谷赤十字病院、埼玉県赤十字血液センター及び埼玉県赤十字血液センター伊奈出張所
千葉県　成田赤十字病院
東京都　日本赤十字社医療センター、日本赤十字社医療センター附属乳児院、武蔵野赤十字病院及び大森赤十字病院
神奈川県　津久井赤十字病院
富山県　富山赤十字病院及び日本赤十字社富山県支部受託富山県立乳児院
石川県　金沢赤十字病院
山梨県　山梨赤十字病院
長野県　松本赤十字乳児院、長野県赤十字血液センター、長野赤十字病院、諏訪赤十字病院、安曇野赤十字病院、川西赤十字病院及び下伊那赤十字病院
三重県　山田赤十字病院及び山田赤十字老人保健施設
滋賀県　大津赤十字病院、大津赤十字志賀病院、長浜赤十字病院、滋賀県赤十字血液センター及び滋賀県赤十字血液センター長浜出張所
京都府　京都第一赤十字病院及び京都第二赤十字病院
大阪府　大阪赤十字病院、大阪赤十字病院附属大手前整肢学園及び高槻赤十字病院
兵庫県　神戸赤十字病院、神戸赤十字病院附属須磨診療所、兵庫県赤十字血液センター、兵庫県赤十字血液センター三宮出張所、兵庫県赤十字血液センター三宮センター街出張所、兵庫県赤十字血液センター運転免許試験場出張所、兵庫県赤十字血液センター尼崎出張所及び兵庫県赤十字血液センター姫路出張所
和歌山県　日本赤十字社和歌山医療センター及び和歌山県赤十字血液センター田辺出張所
島根県　松江赤十字乳児院、松江赤十字病院及び益田赤十字病院
広島県　広島赤十字・原爆病院、庄原赤十字病院、広島県赤十字血液センター、広島県赤十字血液センター本通出張所、広島県赤十字血液センター福山出張所及び広島県赤十字血液センター福山供給出張所
山口県　山口赤十字病院
香川県　高松赤十字病院
高知県　高知赤十字病院、高知県赤十字血液センター及び高知県赤十字血液センター本町出張所
福岡県　福岡赤十字病院
佐賀県　唐津赤十字病院
長崎県　日本赤十字社長崎原爆病院及び日本赤十字社長崎原爆諫早病院
大分県　大分赤十字病院
鹿児島県　鹿児島赤十字病院
沖縄県　沖縄赤十字病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東京民医連労働組合健和会支部から、年末一時金等の要求に関して、平成22年11月12日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年11月10日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

埼玉県　みさと健和病院、みさと健和団地診療所、みさと健和歯科、みさと健和クリニック及びまちかどひろばクリニック
東京都　柳原病院、柳原リハビリテーション病院、柳原診療所、健愛クリニック、かもん宿診療所、柳原腎クリニック、柳原歯科、柳原ホームケア診療所、老人保健施設千寿の郷、四ツ木診療所、蒲原診療所、蒲原歯科診療所、すみだ共立診療所、江東診療所及び扇橋診療所

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、京都医療労働組合連合会から、年末一時金等の要求に関して、平成22年11月11日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（京都府及び兵庫県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年11月10日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

京都府　日本赤十字社京都第一赤十字病院、日本赤十字社京都第二赤十字病院、全社連社会保険京都病院、社会福祉法人京都社会事業財団京都桂病院、社会福祉法人京都社会事業財団訪問看護ステーション「桂」、社会福祉法人京都博愛会博愛会病院、社会福祉法人京都博愛会冨田病院、社会福祉法人京都博愛会訪問看護ステーションはくあい、社会医療法人西陣健康会堀川病院、社会医療法人西陣健康会クリニック堀川、社会医療法人西陣健康会正親診療所、社会医療法人西陣健康会出町診療所、社会医療法人西陣健康会北野診療所、社会医療法人西陣健康会出町訪問看護ステーション、医療法人健康会京都南病院、医療法人健康会第二南診療所、医療法人健康会内浜診療所、医療法人健康会千本診療所、医療法人健康会西京極診療所、医療法人健康会三栖診療所、医療法人健康会伏見診療所、医療法人健康会訪問看護ステーションみなみ、医療法人健康会訪問看護ステーションぬくもりの里、社会福祉法人京都社会事業財団西陣病院、社会医療法人和交会太秦病院、社会医療法人和交会うずまさ診療所、社会医療法人和交会京都統合医療センター、社会医療法人和交会訪問看護ステーション嵯峨野、財団法人日本バプテスト連盟医療団総合病院日本バプテスト病院、洛西ニュータウン病院、財団法人療道協会西山病院、医療法人桜花会醍醐病院、医療法人栄仁会宇治黄檗病院、医療法人栄仁会新田辺診療所、医療法人栄仁会京都駅前メンタルクリニック、医療法人栄仁会おうばく駅前内科クリニック、医療法人栄仁会訪問看護ステーションおうばく、医療法人栄仁会訪問看護ステーションそうらく、医療法人栄仁会訪問看護ステーション京たなべ、医療法人財団美山健康会美山診療所、医療法人財団美山健康会宮島診療所、医療法人医誠会京都ルネス病院、医療法人医誠会訪問看護ステーション「コスモス」、医療法人福知山もみじヶ丘病院、財団法人丹後中央病院、医療法人財団宮津康生会宮津武田病院、医療法人三青園丹後ふるさと病院、京都医療生活協同組合中野眼科、京都医療生活協同組合四条診療所、京都医療生活協同組合河原町診療所、京都医療生活協同組合駅前診療所、財団法人京都工場保健会診療所、財団法人京都工場保健会診療所宇治支所、財団法人御池保健センター、財団法人壬生保健センター、財団法人京都予防医学センター、財団法人京都予防医学センター丹後支所、浅田鳥羽健診クリニック、社団法人京都微生物研究所、社団法人京都微生物研究所舞鶴支所、社団法人京都微生物研究所福知山支所、株式会社血液研究所、株式会社血液研究所舞鶴支所、北病院、待鳳診療所、待鳳歯科診療所、上賀茂診療所、かも川診療所、紫野診療所、みつばち薬局待鳳店、みつばち薬局紫野店、医療法人葵会総合ケアステーション、上京病院、仁和診療所、仁和診療所歯科、花ぐるま薬局、なごみ薬局、総合ケアステーションわかば、上京鍼灸治療院、訪問看護ステーションつくし、京都民医連中央病院、京都民医連太子道診療所、朱雀診療所、春日診療所、春日診療所神経科、京都民医連かみの診療所、京都民医連かどの三条こども診療所、コスモス薬局、訪問看護ステーションもみじ、訪問看護ステーションさわやか、訪問看護ステーション優歩、吉祥院病院、久世診療所、九条診療所、九条診療所歯科、西七条診療所、あらぐさ診療所、吉祥院こども診療所、あゆみ薬局、吉祥院訪問看護ステーション、東九条訪問看護ステーション、訪問看護ステーションこもれび、吉祥院病院付属鍼灸治療院、京都民医連第二中央病院、東山診療所、川端診療所、川端鍼灸治療所、田中診療所、京都民医連あすかい診療所、京都民医連あすかい診療所歯科、大宅診療所、京都民医連洛北診療所、すこやか薬局、すこやか薬局二条店、訪問看護ステーションたんぽぽ、訪問看護ステーションひまわり、訪問看護ステーションどんぐり、公益法人京都労働災害被災者援護財団京都城南診療所、京都協立病院、あやべ協立診療所、まいづる協立診療所、たんご協立診療所、ふくちやま協立診療所、在宅ケアステーションげんき、ほっとステーションきぼう、訪問看護ステーションゆたかの、ふれあいステーションゆきわり、やましろ健康医療生協あさくら診療所、やましろ健康医療生協あさくら診療所歯科、乙訓医療生活協同組合医誠会診療所及び医誠会訪問介護ステーション
兵庫県　財団法人京都工場保健会診療所神戸検診クリニック

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、雇用保険制度の関係労働者を代表する町田正作の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成22年11月10日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第４条に規定する雇用保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。